

三鷹市新規出店者支援金のご案内

【令和6年度 申請要領】

商店街のにぎわい創出と活性化を図るため、市内の賃貸物件に「小売業」または「飲食業」の店舗を出店し、商店会に加入する事業者に対して、① 出店時（事業開始時）に30万円、② 出店後（事業開始後）6か月経過時に30万円を支給します。

■ 申請要件 ※次の1～9のすべてに該当することが条件です。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人 [*] であること。 ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
2	新規出店の店舗の業種は、「小売業」または「飲食業」で、次の条件を満たすこと。 (1) 1年以上継続して営業することが見込まれるもの。 (2) 1月あたり概ね15日以上営業を行うもの。 ただし、次に掲げる事業は除く。 ・商店街のにぎわい創出と活性化への波及効果が期待できない事業（インターネット販売や宅配サービスのみを行うものなど） ・車両等での移動販売、仮設テント及び仮設店舗で行う事業 ・市内で現在行っている事業を社名又は代表者変更して行う事業 ・市内から市内の別の地域に移転して行う事業（閉店から概ね1年以上経過したものは除く） ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る事業。 ・その他市長が不適切と認める事業。
3	市内の賃貸物件に店舗を出店し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに営業を開始したものであること。
4	賃貸物件の所有者は、申請者本人又は本人が代表する会社ではないこと。法人にあっては賃貸物件の所有者が当該法人、当該法人の代表者又は当該代表者が代表する他の法人ではないこと。
5	出店する地域の商店会 [*] に加入すること。 ※商店会が組織されていない地域では近隣の商店会または三鷹商工会に加入すること。
6	住民税の滞納がないこと。
7	事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
8	三鷹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
9	その他市長が不適当と認める者でないこと。

※ 申請受付は先着順です。予算額に達した時点で受付終了となります。

同日（郵送分は消印日）に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は同日分から抽選となります。

■ 支給額

申請に基づき、最大60万円が支給されます。※事業開始時と事業開始後6か月経過時それぞれ申請が必要です。

①事業開始時に30万円

②事業開始後6か月経過時に30万円

■ 申請方法など

申請期間	<p>① 【事業開始時】令和6年7月16日（火）から令和7年3月31日（月）</p> <p>② 【6か月経過時】事業開始後6か月経過時から令和7年10月1日（水）</p> <p>※事業開始時と事業開始後6か月経過時のそれぞれ申請が必要です。 事業開始時の申請をしていないと、事業開始後6か月経過時の申請はできません。</p>
申請方法	<p>提出書類一式を、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>① 郵送（簡易書留を推奨）による送付 【郵送送付先】〒181-8555 三鷹市 生活経済課（住所不要） ※「新規出店者支援金 申請書在中」と明記してください。</p> <p>② 窓口への提出 【提出窓口】三鷹市役所 第二庁舎2階 生活経済課（三鷹市野崎 1-1-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付後、書類審査を行い、支給決定の場合は、概ね4週間程度で指定口座に振り込みます。 ・申請受付後、支給の可否について、申請者宛てに通知を送付します。 ・申請書は市ホームページ、生活経済課（三鷹市役所第二庁舎2階）窓口、から入手できます。 <div style="text-align: right;">  <市 HP> </div>
注意事項	<p>申請受付は先着順です。予算額に達した時点で受付終了となります。</p> <p>先着順での受付となりますが、同日（郵送分は消印日）に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は同日分から抽選となります。</p>

■ 申請書類（①事業開始時）

1	申請書兼請求書	様式第1号
2	振込先の口座番号等が分かるものの写し	預金通帳（2ページ目）の写し等（金融機関名、口座名義（カナ）、口座番号等が確認できるもの）
3	店舗の賃貸借契約書の写し	全ページ（申請月から起算して1年を超える賃貸借契約であること）
4	店舗の案内図	店舗の場所を示した地図
5	店舗外観及び内観の写真	申請日直近の店舗外観、内観の写真
6	事業を開始したことが分かる書類の写し	営業許可書の写し等 許可を必要としない場合は、HP・SNS情報の写しやチラシ・パンフレット等
7	履歴事項全部証明書（写しでも可） ※法人が申請する場合のみ	3か月以内に発行されたもの
8	事業実施計画書・商店会加入確認書	様式第2号
9	月別収支計画書	様式第3号または月別収支計画が分かる書類
10	住民税の納税証明書（原本）	個人：個人住民税（令和5年度分） 法人：法人住民税（直近事業年度分） ※法人設立1期目等で法人住民税の納税証明書が取得できない場合は、法人代表者の個人住民税の納税証明書を提出
11	誓約書	様式第4号

■ 申請書類（②事業開始後6か月経過時）

1	申請書兼請求書	様式第5号
2	振込先の口座番号等が分かるものの写し	預金通帳（2ページ目）の写し等（金融機関名、口座名義（カナ）、口座番号等が確認できるもの）
3	事業開始から6か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったことが確認できる通帳や領収書の写し
4	事業実施報告書・商店会加入確認書	様式第6号
5	月別収支報告書	様式第7号または月別の収支状況が分かる書類
6	誓約書	様式第4号

※「①事業開始時」の申請をしていないと、「②事業開始後6か月経過時」の申請はできません。

■ その他注意点

- ・同年度の申請は、**1事業者につき1回**です。複数店舗を出店する場合でも、申請は1店舗分のみです。申請書類の提出は、①事業開始時と②事業開始後6か月経過時のそれぞれで提出してください。
- ・虚偽の記入や誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
- ・手書きする際は、ボールペン等消えないものでご記入をお願いします。（鉛筆や消せるボールペンは不可。）
- ・支援金の振込先（口座情報）記入欄は訂正ができません。間違えた場合は、新しい用紙に書き直しをお願いします。
- ・申請内容に不備等があった場合は、電話にて連絡し内容等の確認を行います。
- ・提出された書類だけで審査が困難な場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。
- ・本支援金は、課税対象となります。
- ・**申請受付は先着順です。予算額に達した時点で受付終了**となります。
先着順での受付となりますが、同日（郵送分は消印日）に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は同日分から抽選となります。

お問い合わせ	三鷹市 生活環境部 生活経済課 新規出店者支援金担当 連絡先 0422-29-9615 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
--------	---